

様

一般財団法人 神戸市水道サービス公社
〒654-0026
神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

TEL 078-733-5298
FAX 078-739-0702

提出書類検査のご案内

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、建築物衛生法という）」の適用を受ける、簡易専用水道の法定検査につきましては、現場検査または提出書類検査のいずれかで受検することができます。

提出書類検査を希望される場合は、別紙No.1～No.3の記入用紙に必要な事項を記入、捺印のうえ、以下の「添付書類」（複写可）を同封され、当社の貯水槽水道担当までご送付下さい。
(送付書類の内「簡易専用水道の検査判定基準」表につきましては、返送の必要はありません。)

添付書類

1. 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
2. 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
上記1および2につきましては、建築物竣工図等の衛生設備図に記載されていると思います。配管系統図及び受水槽の位置が確認できる平面図のことです。
なお、一度提出されました図面は当社で保管させていただきます。従いまして、設備に変更が生じない限り、次回から図面の添付は不要です。
3. 直近の貯水槽の清掃記録
清掃実施日及び設備に関する特記事項の記載のあるページを添付してください。
(写真のページは添付不要です。)
4. 6ヶ月以内ごとに行う水質検査記録
直近の2回分の検査記録。1回目の16項目の水質検査が適合の場合、2回目は11項目に省略できます。
5. 1年に1回行う消毒副生成物の水質検査記録
6月1日から9月30日までに実施するトリハロメタン等12項目の検査記録。
6. 7日以内ごとに行う残留塩素測定記録（直近の1～2ヶ月程度の測定記録）
7. 前年度の簡易専用水道検査結果書
前年度の検査を当社で受検された場合は、添付の必要はありません。
8. 添付書類のご提出がない場合
添付書類の提出がない場合は、不適合の判定となり、指摘内容のコメントを記すことになります。
9. 添付書類の取扱
ご提出いただきました添付書類につきましては、当社で保管させていただきます。

検査申込書 (No.2) の記入の際の留意点

- (1) 受水槽・高置水槽の形式における床置き式・床上式について
床置き式は六面点検が可能なもの、床上式は水槽周囲及び天井部分の五面点検が可能なもの。
- (2) 受水槽・高置水槽の数量について
独立して設置されている数をご記入ください。
二槽式といわれる水槽内部で仕切りのある水槽については、1基として数えます。
- (3) 受水槽・高置水槽の形状欄の告示型及び非告示型について
「建設省告示第1597号(昭和51年)により、受水槽は建築物の内部、屋上、最下階の床下に設置する場合はすべて六面点検可能な構造でなければならない」となっており、六面点検が可能なものを告示型と言い、それ以外は非告示型と言います。

管理状況 (No.3) の記入の際の留意点

記入用紙No.3の管理状況の項目で「色度」(No.66)、「濁度」(No.67)については、数値の記入をお願いします。

他の検査機関で受検済みの場合

すでに他の検査機関で簡易専用水道検査を受検されている場合は、当社で受検される必要はありません。

その場合お手数をおかけしますが、ご連絡をお願いします。
あわせて送付しました書類につきましては破棄処分等をお願いします。

検査料金

1 給水系統につき、1回 3,000 円 (消費税別) です。

----- きりとり -----

No. 1

検査施設の名称				
請求書の請求名義				
請求書の送付先	住所	〒		
	会社名			
	担当者名		TEL	
結果書の送付先	住所	〒		
	会社名			
	担当者名		TEL	
備考				

※請求名義とは請求書宛名に記載されます名称のことです。